

大田区立消費者生活センターからのお知らせ

屋根や給湯器などの点検商法にはご注意ください

<相談事例>

ガスの点検をすると自宅に電話があり、明後日は在宅しているかと聞かれたので在宅していると答えた。先ほど事業者が来訪し、外の給湯器を点検した。そのあとに風呂場を見せてほしいと言われたため、家に上がってもらい風呂場を見せた。

給湯器は4年前に交換したもので不具合は起きていない。

しかし、事業者からは「給湯器が劣化している。

今後水漏れが起きるかもしれない。」と言われた。

4年前に給湯器を交換した際に配管も交換したと思っていたと伝えた

ところ、「今後気を付けるように。」とだけ言い、帰ろうとした。その事業者は名刺も無く、名乗ることもなかった。自分はガス会社の点検だと思っていたので家まで見せてしまったが、見ず知らずの事業者を家に入れてしまったことが不安だ。



<アドバイス>

屋根、給湯器、分電盤等の無料点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして契約させる手口のトラブルが依然として多いです。

- ・点検後に製品の購入等を勧められてもその場ですぐに契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- ・本当に交換や工事が必要か契約先の事業者やメーカー等に相談しましょう。また、複数社から見積を取ることも大切です。
- ・事業者を装い「無料点検」ををすると言って、住宅に上がり込み、家の様子や家族の状況などを下見した者が、後日、強盗事件を起こす可能性があります。安易に自宅に上げて点検させないようにしましょう。

[消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに！]

相談専用電話 **03-3736-0123**

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで

(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン **188 (いやや)**

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで

(年末年始、点検日等のときを除く)